

2018.02.01

## PLレポート(製品安全) <2017 No.11>

■ 「PLレポート(製品安全)」は原則として毎月第1営業日に発行。製造物責任(Product Liability: PL)や製品安全分野における最近の主要動向として国内外のトピックスを紹介します。

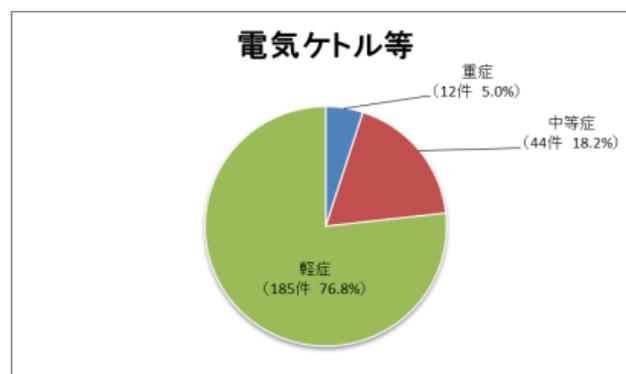
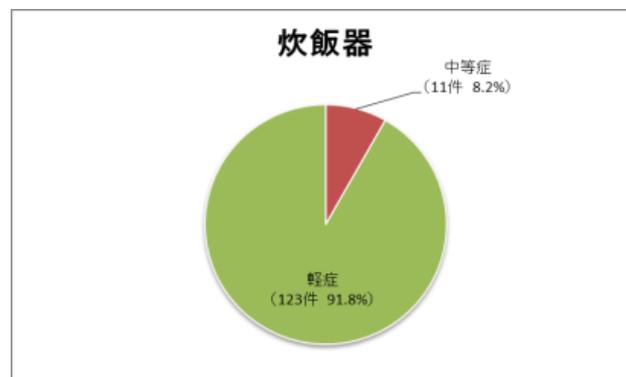
国内トピックス：最近公開された国内のPL・製品安全に関する主な動向をご紹介します。

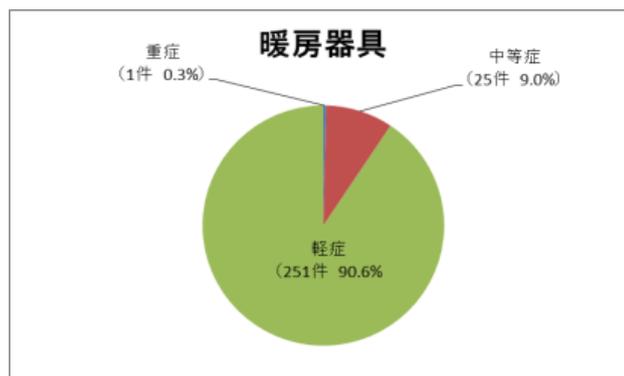
### ○消費者庁が炊飯器や電気ケトル等によるやけど事故について注意喚起 (2017年12月13日 消費者庁)

12月13日、消費者庁は、平成22年12月から平成29年10月までに子供(0歳~14歳)が、炊飯器や電気ケトル等によりやけど事故を起こした件数が医療機関ネットワーク事業(※)に375件寄せられたことを発表しました。

製品による子供のやけど事故では、炊飯器や電気ケトル等は、暖房器具に次ぐ事故件数となっています。電気ケトル等の特徴は、危害の程度が、重症(生命に危険が及ぶ可能性が高い状態)と中等症(入院を要する状態)に至る割合が、炊飯器や暖房器具より高くなっています(下記図表)。また、被害者の年齢別では、2歳以下の乳幼児の割合が、炊飯器や暖房器具より高くなっています。

【図表】製品別のやけど事故の危害の程度の割合





出所：

消費者庁「炊飯器や電気ケトル等による、乳幼児のやけど事故に御注意ください

ー使用環境に注意し、安全に配慮された製品で事故防止をー」をインターリスク総研が修正

炊飯器や電気ケトル等の製造事業者等においては、しかるべき安全対策を講じた製品を供給することが求められますが、本報告では、安全に配慮した製品として以下の事例が紹介されています。

炊飯器	①蒸気レス機能 やけどの原因である蒸気への接触をさけるため、蒸気レス（蒸気が出ないまたは蒸気の量を抑えた）機能のある製品。炊飯開始から 25 分 30 秒後に蒸気孔付近の温度上昇がない実験結果が出ている（機能が無い製品では 100℃近くまで上昇している製品がある）。
	②チャイルドロック機能 高温の内容物への直接の接触を避けるために、炊飯中に蓋が開かない構造の製品
電気ケトル等	①転倒流水防止構造 転倒してもお湯がこぼれにくい（転倒流水防止構造のある）製品
	②本体二重構造 加熱中に電気ケトル本体の外表面温度が上昇しないよう、本体を二重構造にしている製品（二重構造でない製品では 100℃近くまで上昇している製品がある）

製造事業者は製品開発にあたって、さまざまな使用者や使用環境を想定したリスクアセスメントに基づき、上記事例で示されたようなリスク低減策を講じていくことが求められます。また、流通事業者においても、これら製品の事故実態を把握するとともに、上記事例で示されたようなしかるべき安全対策が講じられている製品か否かを見極め、仕入れ・販売をしていくことが求められているといえます。

※「医療機関ネットワーク」：

消費者庁と独立行政法人国民生活センターが共同で実施している事業で、医療機関を受診した消費者から、事故の再発防止に役立てるため事故の情報を収集している。

出所：

消費者庁「炊飯器や電気ケトル等による、乳幼児のやけど事故に御注意ください

ー使用環境に注意し、安全に配慮された製品で事故防止をー」

[http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/release/pdf/consumer\\_safety\\_release\\_171213\\_0002.pdf](http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/pdf/consumer_safety_release_171213_0002.pdf)

## ○家庭用室内ブラインドひもに関する JIS を制定

(2017年12月20日 経済産業省)

家庭用室内ブラインド（以下、「ブラインド」という）のひも（コード）が子どもの首に絡まることによる事故のリスクを抑えることを目的として、12月12日、「家庭用室内ブラインドに附属するコードの要求事項—子どもの安全性」（JIS A 4811）が制定されました。

ブラインドやカーテンのひもが、子どもの首に絡まり窒息する事故は、国内外ともに少なからず発生しています。2014年に東京都の安全対策協議会が実施した調査によると、2007年から2013年までの7年間に6件の事故（内1件は死亡事故）が報告されています。海外においても、例えば米国小児科学会の最新レポートによれば、ひもが首に絡まったことによる死亡事故が1990年から2015年の間に270件程度発生していると推定されています（※1）。

一方、ブラインドひもの子どもに対する安全性に関する規格を見てみると、欧米ではひもの設計等に関する任意規格や強制法規が制定されているのに対し（※2）、国内では警告表示等の自主基準が定められているのみでした。このため、前述の調査を行った東京都安全対策協議会からは2014年に、統一基準の策定による安全対策の徹底が国や事業者団体に提言されていました。

本 JIS の要求事項は、6歳未満の子どもを対象として想定し、以下のいずれかを満たすよう規定しています。

- 1) 子どもが背伸びして手が届く範囲にひもがないこと
- 2) 一定の荷重によって、ひもが分離する機能（セーフティジョイント）を持つこと
- 3) 子どもの頭部が挿入可能なループが無い、あるいはループが形成されないこと
- 4) ひも等によって形成されるループが子どもの顎の高さまでに無いこと
- 5) ひもが取り外せる（取り外してもブラインドが機能する）、あるいはひもを子どもの手が届かない高さに保持できること

またこれらの要求事項には、日本の6歳未満の子どもの身体寸法を基に、「子どもの手が届かない高さ」等について具体的な数値を定めています。

さらに、ひもなどを子どもの手に触れさせないことや、近くにベッドやソファを置かないことなど、取扱説明書にひもを使用する上での禁止事項や注意事項を分かり易いイラストを含めて記載するよう求めています。

今回の JIS の制定によって、製造事業者や輸入事業者は本規格を踏まえたより安全な製品の供給が求められます。しかし、JIS 制定前に製造され在庫されている製品は少なくないと予想され、これらについても、追加の注意喚起の添付やひもの交換など、何らかの処置を行うことが望まれます。

また、ブラインドは一旦設置すると10年以上の長い期間使用される製品であり、その間の家族構成の変化や、設置された周囲の環境によりリスクが高まる場合があります。こうした特性を鑑み、既に市場に流通している製品に対しても、注意喚起やひもの交換を推奨するなど、継続的な取組みも必要となるでしょう。

※1 米国小児科学会のレポート

<http://pediatrics.aappublications.org/content/early/2017/12/07/peds.2017-2359.full-text.pdf>

※2 欧州、米国は任意規格、カナダ、豪州では強制法規が導入されている。

出所：

経産省のプレスリリース

<http://www.meti.go.jp/press/2017/12/20171220001/20171220001-2.pdf>

## ○東京都商品等安全対策協議会が「子供のベランダからの転落防止のための手すりの安全対策」に関する報告書（素案）を発表

（2017年12月26日 東京都商品等安全対策協議会）

東京都商品等安全対策協議会は、12月26日「子供のベランダからの転落防止のための手すりの安全対策」に関する報告書（素案）を公開しました。2月15日に予定している本協議会の開催を経て、本報告書が正式にリリースされる予定です。

本報告書においては、ベランダからの転落事故の実態、安全対策の現状等を整理した上で、事故防止に向けた安全対策に係る今後の取組について、事業者、事業者団体、消費者、消費者関係団体、国、都に対して、「商品等の安全対策」「消費者の安全意識の向上」「子供のベランダからの転落防止に配慮した商品の普及」「事故情報の収集と活用体制の整備」の4つの観点から提言しています。また、「手すりの乗り越え防止」に向けて、「手すりの高さ」「手すりの足がかり部分」「手すりの手がかかる部分」等の安全対策について、本報告書作成に際して行われた検証実験結果をもとにした具体的な数値が示されており、今後の製品開発に向けて参考になるものといえます。

子供のベランダからの転落事故は、複合的な要因で発生し、事故予防に向けた安全対策は、事業者、行政、消費者が相互に連携・協働していくことが求められます。また、ベランダは、設置されて以降、長期にわたって使用される製品であり、設置時における安全確保はもちろんのこと、設置後の安全対策としての情報提供やメンテナンスの実行を確実に行っていくことが関係者には求められています。

出所：

東京都商品等安全対策協議会報告書（素案）

[http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/anken/kyougikai/h29/documents/29kyougikai-3\\_handout01-1.pdf](http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/anken/kyougikai/h29/documents/29kyougikai-3_handout01-1.pdf)

海外トピックス：最近公開された海外のPL・製品安全に関する主な動向をご紹介します。

## ○CPSCが「子供用の折りたたみ椅子」の安全規格を承認

（2017年12月20日 CPSC）

CPSC（Consumer Products Safety Commission：米国消費者製品安全委員会、以下「同委員会」）は、12月20日、「子供用折りたたみ椅子とスツール（Children's Folding Chairs and Stools）」の安全性向上のために、新しい連邦強制安全規格（以下、本規格）を承認したことを発表しました。

本規格は、同種製品の安全確保に関する最新の民間任意規格である ASTM F2613-17a (Standard Consumer Safety Specification for Children's Chairs and Stools)の内容を参考に策定されていますが、対象製品を「持ち運びや保管のために折りたたみ可能な製品」に限定しています（※）。

本規格の主な内容（ASTM F2613-17a に準拠）は、以下のとおりです。

- （1）製品の折りたたみ動作時の手指への危害発生防止のために、子供が製品を折りたためないように、ラッチ（掛け金）機構/ロック機構を備えていること、または、折りたたみ動作時にリンク機構部に手指が挟まれないような十分な隙間を確保すること。
- （2）製品の転倒防止のため、製品が左右あるいは後方に転倒しないことを確認するための安定性試験に合格すること。
- （3）折りたたみのリンク機構部に手指の挟みを防止するための十分な隙間を確保できない製品には、次の文言を含む「手指の切断の危険あり」の警告表示を貼付すること。

- ・リンク機構部を確実に固定しない場合、製品が予期せぬ時に折りたたまれてリンク機構部に子供の手指が挟まれ、切断されるおそれがあること。
- ・製品の可動部分に指を触れないこと。
- ・子供に製品の折りたたみをさせないこと。

本規格は、これまでの本レポートでもお伝えしているように、CPSIA (Consumer Product Safety Improvement Act : 消費者製品安全改善法) により同委員会に求められている子供用製品に関する安全規格策定の活動の一環として検討、承認され、公表されたものです。本規格もこれまでの製品と同様に、民間の任意規格である ASTM 規格に同委員会が必要な修正や変更を加えていますが、今回は、強制規格として、最も深刻な危害を防止することを目的に対象製品を「折りたたみ式の製品」のみに限定していることが特徴です。

行政が事業者による製品の安全確保にどのように関与するかについては、これまでも様々な議論がなされていますが、技術の急激な進歩や製品の多様性に対して、法制度をタイムリーに整備することには限界があることもあり、法律による強制規格の導入を必要最小限に抑える傾向があります。事業者は、行政の動向を注視することはもちろんですが、その動きのみに頼ることなく自社製品を中心とした事故情報収集・分析を進め、製品への反映を進めることが肝要です。

※ASTM F2613-17a との相違点を含む本規格策定の詳細については、下記の URL を参照ください。

<https://www.federalregister.gov/documents/2017/12/15/2017-26997/safety-standard-for-childrens-folding-chairs-and-stools>

出所：

本プレスリリースの全文

<https://www.cpsc.gov/content/cpsc-approves-new-federal-safety-standard-for-children%E2%80%99s-folding-chairs-and-stools>

## ○EU 委員会と加盟国の消費者保護管轄当局が、フォルクスワーゲンに対して不正な排ガス制御装置の市場措置について早期実施と適切な情報公開を要求

(2017 年 12 月 19 日 EU 委員会)

EU 委員会 (以下、同委員会) は、12 月 19 日、フォルクスワーゲン社 (以下、VW 社) が、不正な排ガス装置の未改修車に対する修理を 2018 年中に終了させることを確約 (commitment) したことが出来た旨を公表しました。同委員会と加盟各国の消費者保護管轄当局 (以下、各国当局) は共同で、VW 社の最高経営責任者に対して、不正な排ガス装置のリコールの早期実施と適切な情報公開を要求する書簡を送付していました。

同リリースおよびそこで紹介された以下の資料を参考に、これまでの経緯および明らかになった問題点とその解決のための同委員会と各国当局から VW 社に対し行った要求の概要を解説します。

- ・2017 年 9 月 6 日付 同委員会から VW 社への書簡
- ・上記書簡に添付された、本件に関する各国当局の共通認識書 (Common position of national authorities within the CPC Network)
- ・2017 年 12 月 19 日付 同リリースの追加資料 (Consumer Protection Cooperation authorities push Volkswagen to fully deliver on its commitments)

to repair the affected cars)

## 1. これまでの経緯

日時等	内容
2015年9月28日	ドイツの連邦自動車庁（Kraftfahrt Bundesamt:KBA）が、VW 社およびそのグループ会社の製造した乗用車に搭載されたディーゼルエンジンの排ガス制御装置のソフトウェアに、EU の自動車型式認定における不正の疑いがあるとして調査を開始することを加盟各国に通知。 対象は2009年から2015年にEU域内で販売された約850万台。
2015年10月7日	VW社はKBAにリコール実施の日程計画と修理内容の技術的な詳細を提出。
2015年10月14日	KBAは調査で判明した不正の詳細と対象車種を、加盟各国の自動車型式認定機関に通知。
VW社の2015年 年次報告書	年次報告書により、2016年末までに全対象車のリコール完了を宣言。しかし、その後の作業の遅れにより完了予定目標を2017年の秋に延長。
2017年9月6日	リコール完了予定の2017年の秋を迎えても、多くの車両が未改修（本リリース発行時点で達成率は73%）であるため同委員会と各国当局がVW社に対して冒頭の書簡を送付、現在に至る。

## 2. 明らかになった問題点とVW社に対して行った要求

### (1) 情報伝達/公開に関わる事項

問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>• VW社はリコール実施企業として全てのリコール対象者に対して、その理由、修理の内容、修理を受けるための手続き等の情報を提供する責任があるにもかかわらず、提供する情報の内容が国によって異なり、法令に違反するために修理を受ける必要がある旨の説明がなされていないため、消費者が修理を受けるべきか否かの判断に迷う事態が発生している。</li> <li>• もし修理を受けなかった場合、特定の加盟国では当該車両の運転を禁止される可能性がある（当該国のみならず、近隣諸国からの移動も含む）ことが、消費者に正しく伝えられていないおそれがある。</li> </ul>
要求	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 以下の情報を販売店経由でリコール対象者に手紙で連絡すること               <ul style="list-style-type: none"> <li>- リコール実施の必要性に関する正確かつ詳細な説明</li> <li>- リコールにより行われる修理の詳細</li> <li>- 修理を受けるために必要な手続き</li> <li>- 修理を受けなかった場合に生じる不都合、不利益</li> <li>- 修理を受けなかった場合に当該車両を運転できなくなる加盟国の一覧</li> </ul> </li> </ul>

### (3) 販売店に対する責任に関する事項

問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・VW社は自動車製造事業者として型式認定の不正行為の責任を問われることに加えて、結果的に法的に不適合な車両を消費者に販売してしまった販売店に対する責任も負うこととなる。</li> <li>・EUの「製品の販売と保証に関する指令 (the Sales and Guarantee Directive) においては、販売店が消費者に不適合製品を販売した場合、販売店がその是正の責任を負うこととされているが、本件では不適合の原因がVW社による不正行為であるため、是正措置を実行する責任はVW社が負うこととなる。実際の修理作業は販売店により実施されるため、VW社は対象車両・顧客を販売店に誘導する責任が生じる。</li> </ul>
要求	<ul style="list-style-type: none"> <li>・販売店が修理作業を確実にできるように、可能な全ての手段を提供すること</li> <li>・リコール対象車を（中古車やEU域外からの輸入等のように）VW社の代理店以外の店で購入したり、整備を受けている顧客が、修理作業を希望した場合、必要な作業を提供すること</li> </ul>

### (4) 修理作業の実施に関する事項

問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「製品の販売と保証に関する指令」では、市場に流通した製品で明らかになった不適合は“合理的な期間”内に是正措置が実施されることを要求している。</li> <li>・各国当局は、2015年の9月に発覚して既に2年が経過した本件については、前述の&lt;1. これまでの経緯&gt;に述べたように、2017年の秋までにリコールを終了することが、“合理的な期間”と考えていたが、リコールは終了していない。</li> </ul>
要求	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全対象車両のリコールが終了するまでの日程計画表を提出すること</li> <li>・修理により車両の燃費、排ガス濃度、エンジン出力、トルク、騒音レベル、耐久性等の性能が影響を受けないことを保証すること</li> <li>・リコールが予定より長引くことが確実なため、今後の修理作業によって生じるであろう苦情に対する免責の開始時期を延長すること</li> <li>・リコールの長期化によって今後生じるであろう顧客の不利益を考慮し、それらの対応のための話し合いの場を持つこと</li> </ul>

VW社の不正な排ガス装置問題は、日本国内では対象台数が少なかったこともあり、関心が薄れつつありますが、対象台数が多かったEU諸国では、リコールの早期完了について行政が積極的に事業者に関与している様子が見えられます。

ここで述べられている問題点と対策については、事案の特殊性（一般の自動車のリコールと異なり、運転者の安全に直接影響を及ぼさない、また対象台数が非常に多い）、地域による商習慣やリコールに対する意識の違い等もあり、全ての内容がわが国のリコール対応にそのまま参考になるものではありません。しかし、上記で繰り返し述べられているリコール実施企業の市場への情報提供／消費者とのコミュニケーションの確立が、実施率の向上に大きく影響を与えることを改めて認識できる事例と言えるでしょう。

リコールの発表の際には、消費者に製品のハザードを明示して、危害発生を回避する方法を正しく伝えることが重要とされていますが、一方では、危害を過剰に表現して、いたずらに市場の混乱を招くことは避けるべきという、矛盾する情報を両立させるというコミュニケーションが必要となります。事業者は、万が一のリコール実施に備えて、過去の類似製品のリコールにおける情報提供の好事例の確認、自社製品の市場・顧客の特性の分析と把握、情報提供に用いるメディアの種類と有効性等について日頃より関心を持つことが重要でしょう。

出所：

本プレスリリースの全文および関連資料

[http://ec.europa.eu/newsroom/just/item-detail.cfm?item\\_id=611369](http://ec.europa.eu/newsroom/just/item-detail.cfm?item_id=611369)

以 上

## インターリスク総研の製品安全・PL 関連サービス

### 【製品安全/PL・リコール対策関連サービスのご案内】

- ・市場のグローバル化の進展・消費者の期待の変化に伴いしかるべき PL・リコール対策、そして、製品安全の実現は企業の皆様にとってはますます重要かつ喫緊の課題となっています。
- ・弊社では、製品安全に関する態勢構築・整備、新製品等個別製品のリスクアセスメントや取扱説明書の診断、PL・リコール対策など、多くの企業へのコンサルティング実績があります。さらに、経済産業省発行の「製品安全に関する事業者ハンドブック」「消費生活用製品のリコールハンドブック 2016」などの策定を受託するなど、当該分野に関し、豊富な調査実績もあります。
- ・弊社では、このような実績のもと、製品安全実現のための態勢整備、個々の製品の安全性評価、製品事故発生時の対応に関するコンサルティング、情報提供、セミナー等のサービスメニュー「PL MASTER」をご用意しております。
- ・製品安全/PL・リコール関連の課題解決に向けて、ぜひ、「PL MASTER」をご活用ください。

### PL MASTER 代表的なメニュー例

- I. マネジメントシステム構築・運営**  
製品安全管理態勢に関する簡易評価  
リスクアセスメント態勢の導入支援
- II. 製造物責任予防(PLP)対策**  
個別製品に関するリスクアセスメント  
指示警告に関する簡易評価
- III. 製造物責任防衛(PLD)対策**  
PL事故対応マニュアルの策定  
リコールに関する緊急時対応計画の策定
- IV. 教育・研修**  
リスクアセスメント導入研修(ケーススタディ型)  
PL事故・リコール対応シミュレーショントレーニング
- V. 調査研究・情報提供**  
判例・事故例の調査分析  
各国の生産物賠償法一覧の提供

INSRAM

© InterRisk Research Institute & Consulting, Inc. |

「PL MASTER」をはじめ、弊社の製品安全・PL 関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研リスクマネジメント第三部危機管理・コンプライアンスグループ (TEL. 03-5296-8912)、またはお近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。また、本レポートは、読者の方々に対して企業の PL 対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製/Copyright 株式会社インターリスク総研 2018